

■認知症チームケア推進加算、研修の要件を厚労省が再周知

- ・2024年度介護報酬改定で新設された「認知症チームケア推進加算（I）」の研修について、厚生労働省は、「認知症介護指導者養成研修」と「認知症チームケア推進研修」の両方の修了を要件としていると都道府県などに改めて周知した。一方、同加算（II）の算定要件となる研修は、「認知症介護実践リーダー研修」と「認知症チームケア推進研修」の両方を指すとしている。
- ・厚労省では3月18日に出した通知で同様の解釈を示したが、8月29日付の24年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.9）で改めて周知した。
- ・認知症チームケア推進加算は、認知症の行動・心理症状（BPSD）の予防および出現時に早期対応するための日ごろからの取り組みへの評価。単位数は、加算（I）が1カ月につき150単位、加算（II）は120単位。認知症対応型共同生活介護や介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院などが算定できる。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1306「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.9）

（令和6年8月29日）」の送付について

（厚生労働省老健局 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001297204.pdf>